

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市消費生活審議会 (第2回)		
事務局 (担当課)		消費生活総合センター 電話042-775-1779 (直通)		
開催日時		令和5年8月30日 (水) 午前9時00分～10時45分		
開催場所		相模原市立橋本公民館 中会議室		
出席者	委員	11人 (別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	3人 (消費生活総合センター総括副主幹、ほか2人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 議 題</p> <p>(1) 「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて (答申)</p> <p>(2) 相模原市消費生活審議会被害救済部会について</p> <p>2 報 告</p> <p>(1) 令和4年度第2次相模原市消費生活基本計画年次報告書 (案) について</p>		

議 事 の 要 旨

事務局より、浦川委員、古橋委員、毛利委員及び消費生活総合センター所長の欠席について報告するとともに、出席委員の人数が定足数に達していることを確認し、開会とした。主な内容は次のとおり。

1 議 事

(1) 「第2次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて（答申）

相模原市消費生活条例第9条に基づく第2次相模原市消費生活基本計画(以下「計画」という。)の見直し(令和6年3月策定予定)に向け、資料1～3のとおり説明を行ったのち、消費生活審議会より市へ答申があった。

【意見等】なし

(2) 相模原市消費生活審議会被害救済部会について

被害救済部会の本格稼働にあたり、「相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準(案)(以下「運営基準(案)」という。)」及び「相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル(案)(以下「運用マニュアル(案)」という。)」を作成したため、事務局より資料4、5のとおり説明を行った。

【意見等】

(町村会長) 運営基準(案)第3条第3号は「契約事業者」の条件であるが、「契約当事者」の条件はあるのか。

(事務局) 前提として、本市の消費生活相談は相模原市に在住・在勤・在学の方が対象であるため、当該箇所では記載をしていない。

(町村会長) 市内在勤で市外在住の方も相模原市被害救済部会(以下「部会」という。)の申出人になれるということか。

(事務局) そうである。

(小谷委員) 運営基準(案)第3条と運用マニュアル(案)P3に「契約事業者の所在が市内または隣接する市町村」とあるが、隣接する市町村とはどこか。また、運用マニュアル(案)P3に「他都市にわたり複数の事業所を持っている事業者で同様の苦情・相談が発生している場合は国民生活センターのADRが対応することが望ましい」とあるが、市との棲み分けはどうするのか。

(事務局) 本市に隣接する市町村については、町田市、八王子市、上野原市、道志村、大和市、座間市、愛川町、厚木市、清川村、檜原村、山北町を想定しているが、御意見をいただきたい。また、市と国民生活センターとの付託案件の棲

み分けについては、契約事業者が市内または隣接する市町村内に所在する事業者であれば、市で取扱う対象とするが、契約事業者が市内または隣接する市町村に所在しない場合や、申出人からの申し出時点で全国規模など広域にわたる消費者被害が想定される場合は、国民生活センターのADRが対応することが望ましいということである。

(小谷委員) 東京都などから広域にわたって出張をする訪問販売事業者などは対象となるのか。本店は東京であるため対象外なのか。

(事務局) 本店又は支店が、市内または隣接する市町村内にある事業者との契約ではない場合は対象外である。

(橋本委員) スマートフォンの機種変更であれば、契約事業者は東京になるのか。

(事務局) 機種変更の契約をした販売店が相模原市内であれば、部会の対象となると考える。

(町村会長) 運用マニュアル(案) P2～3に記載の判断基準で国民生活センターのADRと部会を棲み分けるということか。

(事務局) そうである。

(橋本委員) 付託案件の基準に該当する事案が令和3年度に3件あったとのことだが、どんな事案か教えてほしい。

(事務局) 靈感商法に近い相談と、スマートフォンの契約に関する相談である。

(事務局) 部会にかける前段階で本市の相談員から意見を聞いたうえで、部長に情報を共有し、付託案件として妥当かどうか意見をいただきながら検討していきたい。

(松崎委員) 運用マニュアル(案) P6第3章に「想定される開催(全3回)の内訳」とあるが、各回の構成はどうなっているのか。

(事務局) 必ずしも3回というわけではないが、多くても4回程度での開催を想定している。構成として、1回目は部会に諮る案件の内容確認を部会委員5名で行い、相談を担当した相談員による経過説明からどういった点が論点になるか等の議論を全体会として行う。2回目は部会委員5名の中で予め決めた担当者2名程度が、申出人・事業者へのヒアリングを行う。その結果を3回目の全体会にて報告し、解決案を検討するという流れである。

(松崎委員) ヒアリングでは、両者が同じ場所に来て聞き取りを行うのか。

(事務局) 同じ日にヒアリングを行う場合でも、両者のヒアリング時間は必ずずらす予定である。原則3回としたのは、両者のヒアリングを同日に行えない可能性があるからである。

(小谷委員) 例えば事業者のヒアリングを行っている間は申出人には待ってもらい、その後申出人のヒアリングを行うというイメージか。

(事務局) そうである。申出人と事業者は顔を合わせないようにする想定である。

(町村会長) 最低3回は必要であると考えている。

(小林委員) 運用マニュアル(案) P7の5番にある「調停案」というのは、裁判の判決と同様に守らなければならないということなのか。守らない事業者がいた場合はどうするのか。

(事務局) あくまでも市としての解決方法を提示するのみであり、法的な強制力が発生するわけではない。

(町村会長) 両者合意となった後、合意内容を守らなかった場合に履行勧告ができる制度などがなかったか。

(事務局) 市としてはそういった制度はない。本市は最初に、ヒアリング等への協力に同意する旨の「あっせん等申出書兼同意書」「あっせん等同意書」をいただく予定であるが、この同意書はヒアリング等への協力までであり、ヒアリング結果を踏まえて提示した解決案に対して、両者が従うかどうかを確認することは考えていない。他自治体では、あっせん案が出た後に、あっせん結果へ合意するか伺う手続きを行っているところもある。

(町村会長) 運営基準(案) 第6条に「あっせんの不調」という規定はあるが、和解の規定がない。和解で締めるということはないのか。

(小谷委員) 解決案を提案し、事業者が従わない場合は、あっせんが不調になるということか。また、解決案に対して両者が和解した場合のフローはどうなるのか。

(事務局) 運用マニュアル(案) P7の5番に記載の「不調」は、提示した解決案について従わなかった場合ではなく、あっせん等が行えない場合である。また、解決案提示後に、解決案への合意確認等を行わない想定である。

(小谷委員) 解決案を提示し、それに従うかどうかや従わなかった場合の手続きについては、部会としては関与しないというスタンスか。

(事務局) 今はその想定でいる。

(小谷委員) 強制力を持たせるのは難しいと思うが、お互いが和解して乗り気の際に、とりまとめるくらいはしてもよいのではないか。国民生活センターのADRもそういった想定と考える。

(事務局) 解決案提示後の両者へのフォローについて検討していく。

(町村会長) 解決案を提示して終わるというのは仕組みとしてありうるが、その前に不調と判断するのはどのタイミングなのかが疑問である。不調と判断したときは運営基準(案)の第6条に記載があるが、和解した場合の規定がないのはどうしてか。もし、一方的に解決案を伝えるだけということであれば、基準の整理が必要であると考えている。

(事務局) 運営基準(案)及び運用マニュアル(案)への記載についても整理し、検討してまいりたい。

(加納委員) 相模原市消費生活条例(以下「条例」という。)第31条に「消費者訴訟の援助」という貸付金に関する規定があるため、不調となった場合は、この規定に紐づけたら良いのではないか。資力要件については書かれていないが、検討する必要があると考える。

(前山委員) 条例第31条第3号には、「当該取引が審議会の審議に付されていること」と規定があるため、紐づけられるのではないか。

(事務局) 条例への紐づけや資力要件について検討してまいりたい。

(前山委員) 相模原市消費生活条例施行規則(以下「規則」という。)第11条第5号には、貸付の経費の対象となる範囲として、強制執行に要する費用とも書かれているため、法的な強制力とまではいかなくとも、事業者には提示した解決案で行うほうがよいと言いやすくなるとも考える。

(加納委員) 規則第12条第1項に上限額が100万円とあるが、万が一、年に何回か不調となってしまう、この規定を使う場合、予算がどうなのかという懸念もある。

(事務局) 検討させていただきたい。

(町村会長) 資力要件は条例第31条第1項第2号に「当該消費者が貸付金を受けなければ訴訟の提起、訴訟の維持又は応訴が困難であること」と規定があるが細則は必要であると考え。東京でも同様の規定はあったと思うが使われていなかったはずである。

(事務局) この議題については、今後も御意見をいただきたい。

2 報 告

(1) 令和4年度第2次相模原市消費生活基本計画年次報告書(案)について

令和4年度の消費生活をめぐる現状及び第2次相模原市消費生活基本計画における基本施策ごとの主な取組等について、事務局より資料6のとおり報告を行い、報告書の作成について同意を得た。

【意見等】なし

以 上

※資料一覧

- 資料 1 「第 2 次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて（答申）
- 資料 2 - 1 「第 2 次相模原市消費生活基本計画」の見直し 修正意見取りまとめ（庁内関係各課）
- 資料 2 - 2 「第 2 次相模原市消費生活基本計画」の見直し 修正意見取りまとめ（消費生活審議会委員）
- 資料 3 「第 2 次相模原市消費生活基本計画」の見直しについて（答申）（案）
- 資料 4 相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準（案）
- 資料 5 相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル（案）
- 資料 6 令和 4 年度消費生活基本計画年次報告書（案）

相模原市消費生活審議会委員出欠席名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	町 村 泰 貴	成城大学法学部 教授	会 長	出席
2	浦 川 有 希	独立行政法人国民生活センター 総務部長	副 会 長	欠席
3	加 納 大 志	神奈川県司法書士会		出席
4	河 田 敦 子	東京家政学院大学現代生活学部 教授		出席
5	木 地 本 和 子	さがみはら消費者の会		出席
6	小 谷 馨	神奈川県弁護士会		出席
7	小 林 節 子	津久井地域商工会連絡協議会(4町商工会)		出席
8	富 松 鞠 奈	公募委員		出席
9	橋 本 恵 理 子	相模原市生活協同組合運営協議会		出席
10	古 橋 裕 一	相模原商工会議所 商業部会		欠席
11	前 山 善 憲	相模原市商店連合会		出席
12	松 崎 吉 之 助	相模女子大学人間社会学部 准教授		出席
13	三 好 上 次	公募委員		出席
14	毛 利 則 彦	相模原商工会議所 金融保険業部会		欠席